

公益社団法人宇部市シルバー人材センター
機械除草に係る助成金に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人宇部市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が機械除草作業に使用する飛び石事故防止対策に供する機器を購入するのに対し、助成金の交付を行うことを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 この内規に基づきセンターの助成金を受けることが出来る必要条件是次のとおりとする。

- (1) 機械除草で作業する会員個人であること。
- (2) 対象機器は刈払機アタッチメント「スーパーカルマーPRO」同等品とする。
ただし、メンテナンスによる交換部品の購入は対象外とする。

(助成金の請求)

第 3 条 センターから助成金を受けようとする会員は「助成金申請書」（第 1 号様式）を理事長に提出して承認を受けるものとする。

(助成金の決定、交付)

第 4 条 理事長は、第 3 条の規定により助成金を許可した場合は、速やかに当該会員に助成金を交付する旨を伝える。

(助成金等)

第 5 条 助成金は会員一人につき機器 1 台とし、1 万円とする。
ただし、助成金の交付回数は会員一人につき 2 年間で 1 回までとする。

附 則

この内規は、令和元年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(公社) 宇部市シルバー人材センター

理事長 様

職群班名： _____

会員氏名： _____ ㊞

助成金申請書

宇部市シルバー人材センター機械除草に係る助成金に関する内規第3条により申請します。

記

購入機器名 _____

購入方法 センターを通して購入する
(どちらかを選択) 個人で購入する

- 注) 1 「センターを通して購入する」とは
事務局はこの申請書に基づき機器を発注し、会員は機器受取り時に事務局に代金を支払う。事務局は後日会員に助成金を交付する。
- 2 「個人で購入する」とは
会員個人が購入し、その領収書をもって助成金を交付する。
- 3 助成金は予算の範囲内とする。